

市民局指定管理者審査選定委員会議事概要

- 1 日 時 平成29年7月5日(水) 14時～15時30分
- 2 会 場 さいたま市役所議会棟2階 第5委員会室
- 3 出席者 (委員) 横山委員長、近藤委員、井山委員、山口委員、石川委員、木島委員、金子委員
(所管課) 市民生活安全課
(事務局) 市民生活安全課
- 4 諮問内容と答申結果

以下の施設の選考方法案について諮問を受け、議事要旨【結果】のとおり答申した。

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
さいたま市六日町山の家	1	保養施設	公募	平成30年4月1日 ～平成32年3月31日

5 議事要旨

(1) 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

委員長を互選により選任した後、委員長より委員長職務代理者を指名した。

【結果】

委員長には、法律的視点があり、客観的な立場から議事を進めていただける方として、横山委員が選任された。委員長職務代理者には、企業の健全性、財務状況の観点から審査ができるとして近藤委員が指名された。

(2) さいたま市六日町山をの家の指定管理者の選考方法案について

(市民生活安全課所管施設)

所管課から、以下の内容について説明を受けた。

■募集区分

単独とする。

■施設概要

《所在地》 新潟県南魚沼市坂戸831番地2

《開設》 昭和49年12月(築42年)

《施設構造》 鉄筋コンクリート造4階建(地下1階)

《主な施設》 客室20室(和室18室、洋室2室)、浴室、大広間、乾燥室、テニスコートなど

《利用者数》 過去5年では約8,000人～9,000人で推移

■業務内容

◇施設管理に関する業務

◇安全衛生を確保する業務

◇施設の設置目的を達成するために必要な業務

◇その他の業務

■指定期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間とする。

■指定管理者の選考方法(公募・非公募)

公募とする。

■募集要件

保養を目的とした六日町山の家に類似した施設又は宿泊を目的とした施設の管理運営業務を5年以上継続して行っていることとする。

■選定基準(審査項目・配点)

「さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第3条第1項各号に掲げる基準に基づき審査項目を設定する。配点については、施設の安全管理、衛生管理及び利用率向上のための自主事業提案について、配点のウエイトを2倍もしくは3倍とする。

■管理経費等

◇利用料金制を導入する。

◇指定管理料については、平成25年度から平成28年度までの管理運営費等の実績及び平成29年度予算額の平均値を基本とし、人件費の増加や施設の老朽化、修繕費用負担区分の変更、平成31年10月に予定されている消費税率引上げ等を加味した上で設定する。

【質疑等】

- Q 指定管理者の業務について、施設の修繕費等の費用負担区分はどのように設定したのか。
- A 本市の契約規則に基づき、工事又は製造の請負について随意契約とすることのできる金額を設定した。これは、1件あたりの金額であり、設定金額を下回る修繕は指定管理者が負担することになる。
- Q 現地職員にとって適正な職場環境が整っているかといった視点を審査するため、就業規則をはじめとした労務管理体制をチェックする必要があると考えるが、市としてはどのような認識か。
- A 労務管理体制については、審査項目として明確な記載をしてはいないが、公募の段階で関係書類を提出させてチェックを行う。指定を受けた業者に対しては、サービスの低下を招くことのないよう、職員の接遇や安全・衛生管理について十分な指導を行い、団体として実施する研修について報告させ管理する。
- Q 平成28年2月定例会で提出されたエレベーター設置に関する請願が平成29年6月定例会で不採択とされたとの説明だが、どういった議論がなされたのか。
- A 本請願は、施設にエレベーターがないことによって高齢の方や障害をお持ちの方が利用しづらい状況にあるため出されたものだった。しかしながら、現在施設自体のあり方を検討している最中であり、存廃についての結論が出ていないことから、エレベーター設置についてはまだ議論すべき時期ではないという判断により、不採択とされた。
- Q 施設のあり方の決定に至っていないということだが、現在はこういった状況なのか。

A 現在は、多方面から調査を行っているところである。民間譲渡については一昨年に調査を行ったが、施設の老朽化や立地などの条件から、業者としては受け入れが難しいという回答であった。一方で、存続する場合は改修ないし建て替えで、廃止する場合は解体撤去で多額の費用を要することが試算により明らかとなっている。また、本市の国内友好都市である南魚沼市に立地しており、長く利用された方にとっては思い入れの強い施設でもあることなどから、容易には廃止に踏み切ることができないため、慎重な議論を重ねているところである。

Q 学校単位での施設利用はあるのか。

A 福島県に課外活動施設があるため、学校単位での施設利用はない。ただ、市内のスポーツ少年団等が合宿で利用しているケースはある。

Q 利用者に提供する食材は現地のものを使用するのか。

A 指定管理者へは現地の食材を積極的に使用するよう促している。

Q 個人の施設利用回数に制限はあるのか。

A 施設利用回数に制限はなく、何度も利用してくださるリピーターの方も多い。

【結果】

所管課の意見に対する異論はなかったため、所管課の案のとおり承認することに決定した。

以上